

高齡化の状況

家族と世帯

健康・福祉

経済状況

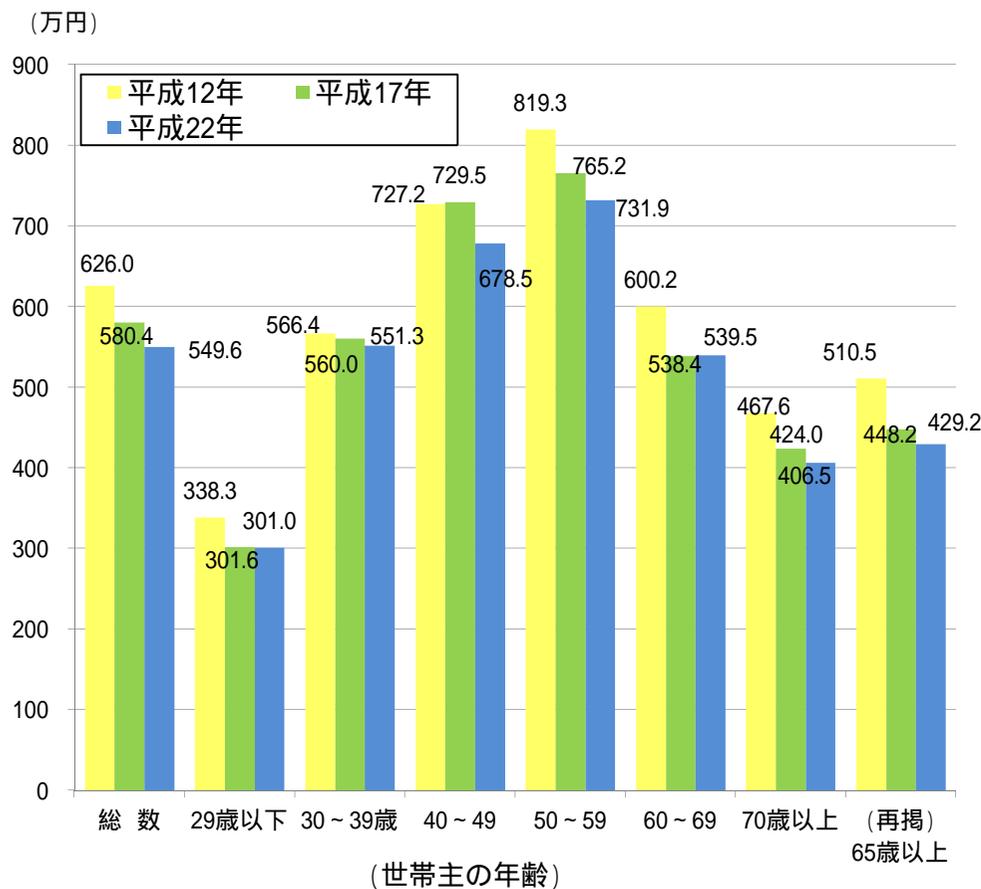
就業

社会参加活動

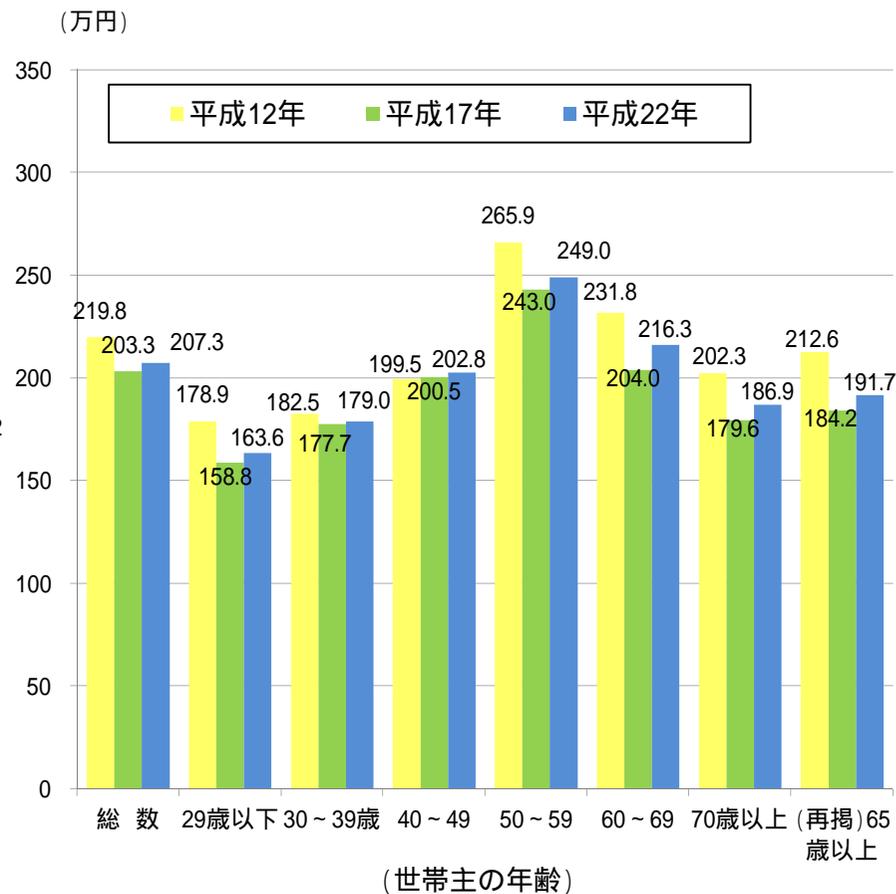
生活環境

高齢者世帯()一人あたりの年間所得(191.7万円)は、世帯主が29歳以下の世帯(163.6万円)、30～39歳の世帯(179.0万円)より高い。しかし、10年前と比べると、高齢者世帯は約10%減少しており、減少幅が全世帯(6%)より大きい

世帯当たり平均所得金額



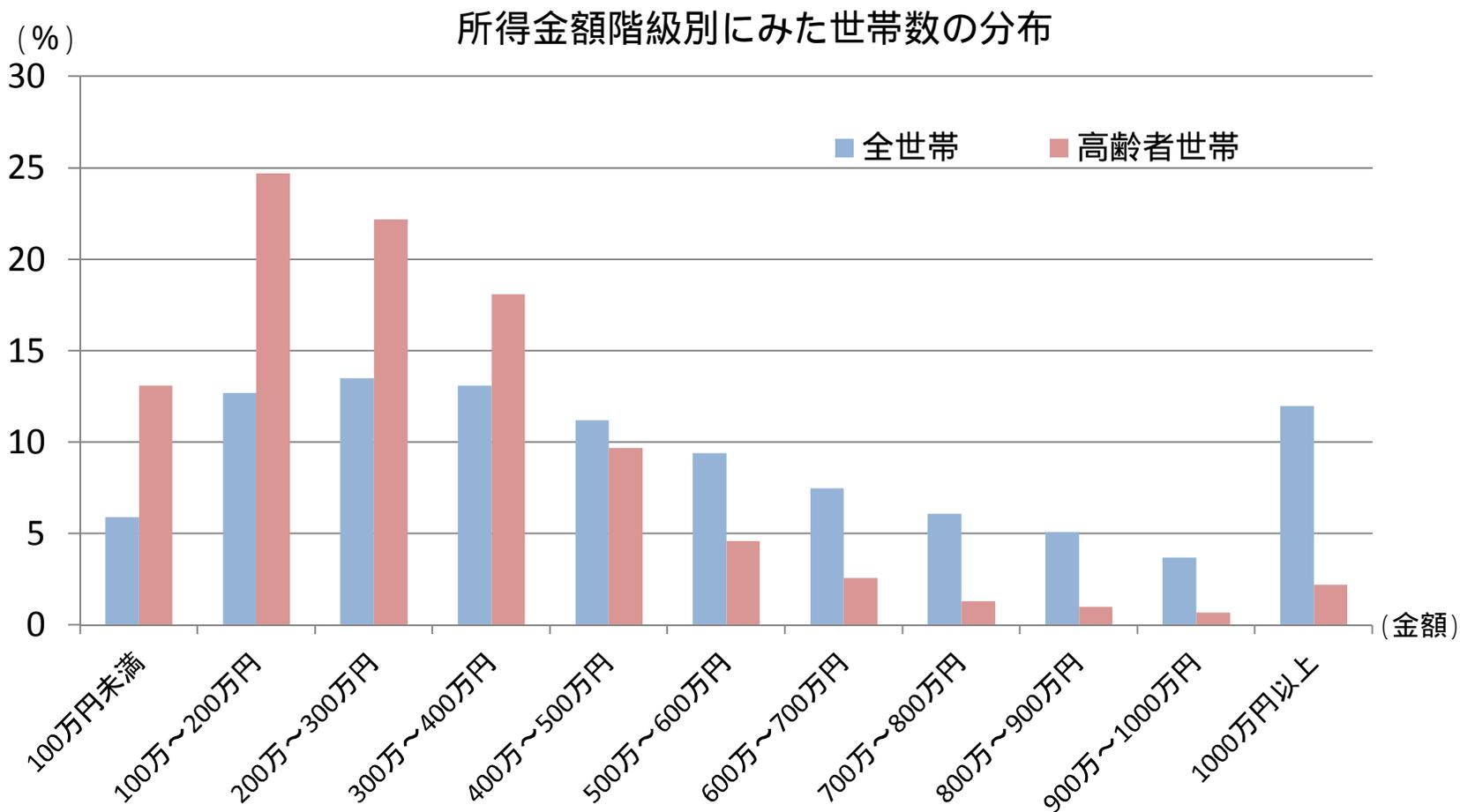
世帯人員一人当たり平均所得金額



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

()高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

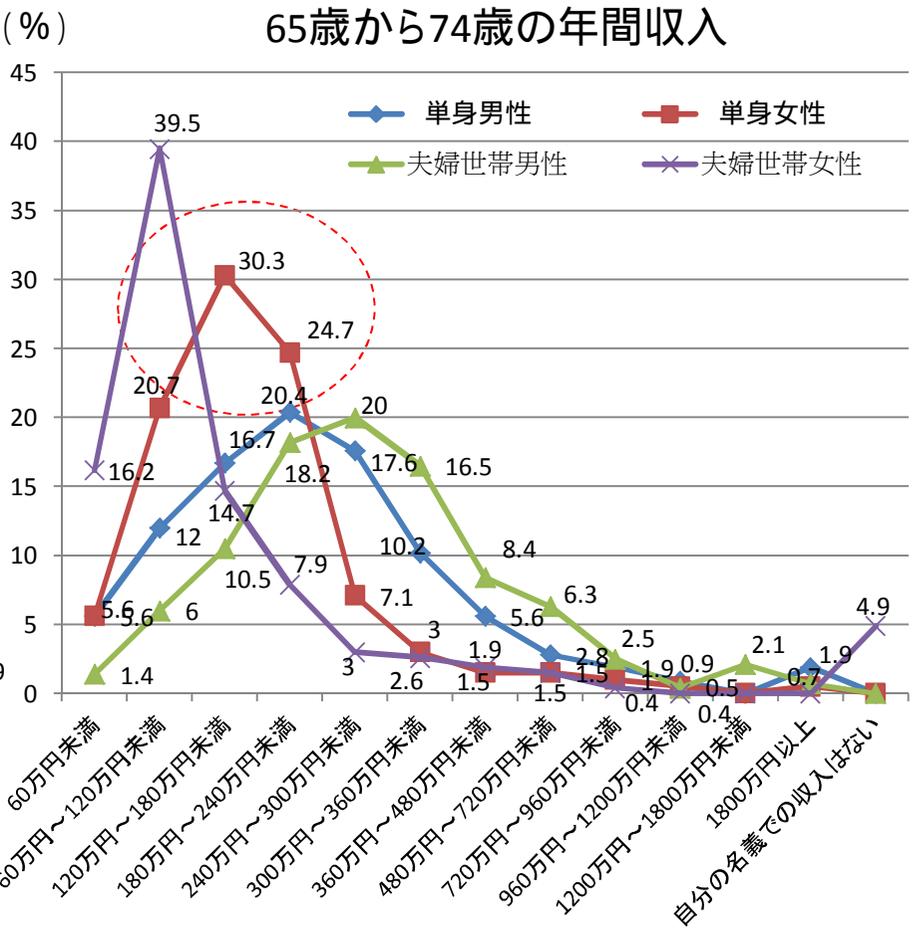
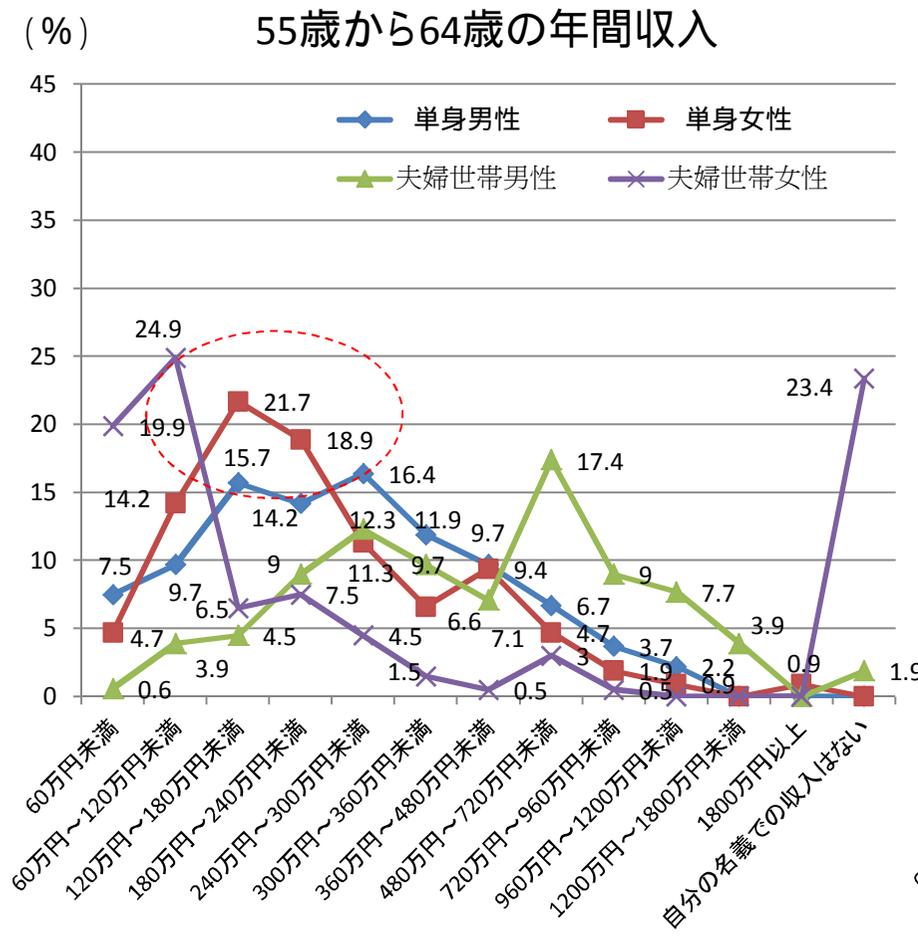
高齢者世帯の所得分布は全世帯の所得分布と比較してより下方に偏り



資料:厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」

()高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

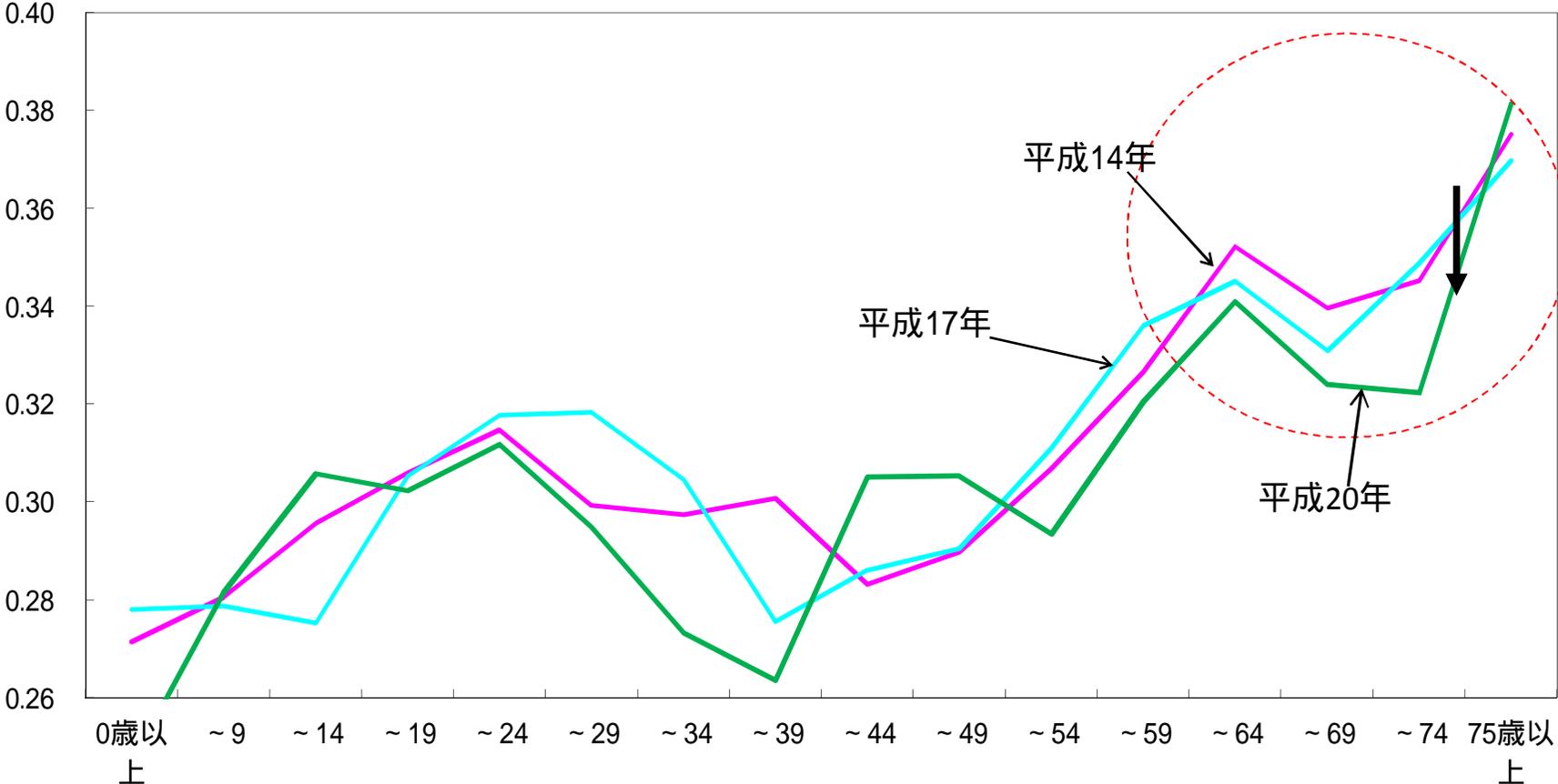
年間収入は、男性で見ると、夫婦世帯より単身世帯の方が低く、単身世帯で見ると、男性より女性の方が低い



資料：内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査結果(平成20年6月)」より作成
 注)年間収入は調査回答者個人の所得であり、世帯の所得ではない。

高齢者の所得格差は、時系列で見ると改善傾向にあるが、他の年齢階級と比べて大きい

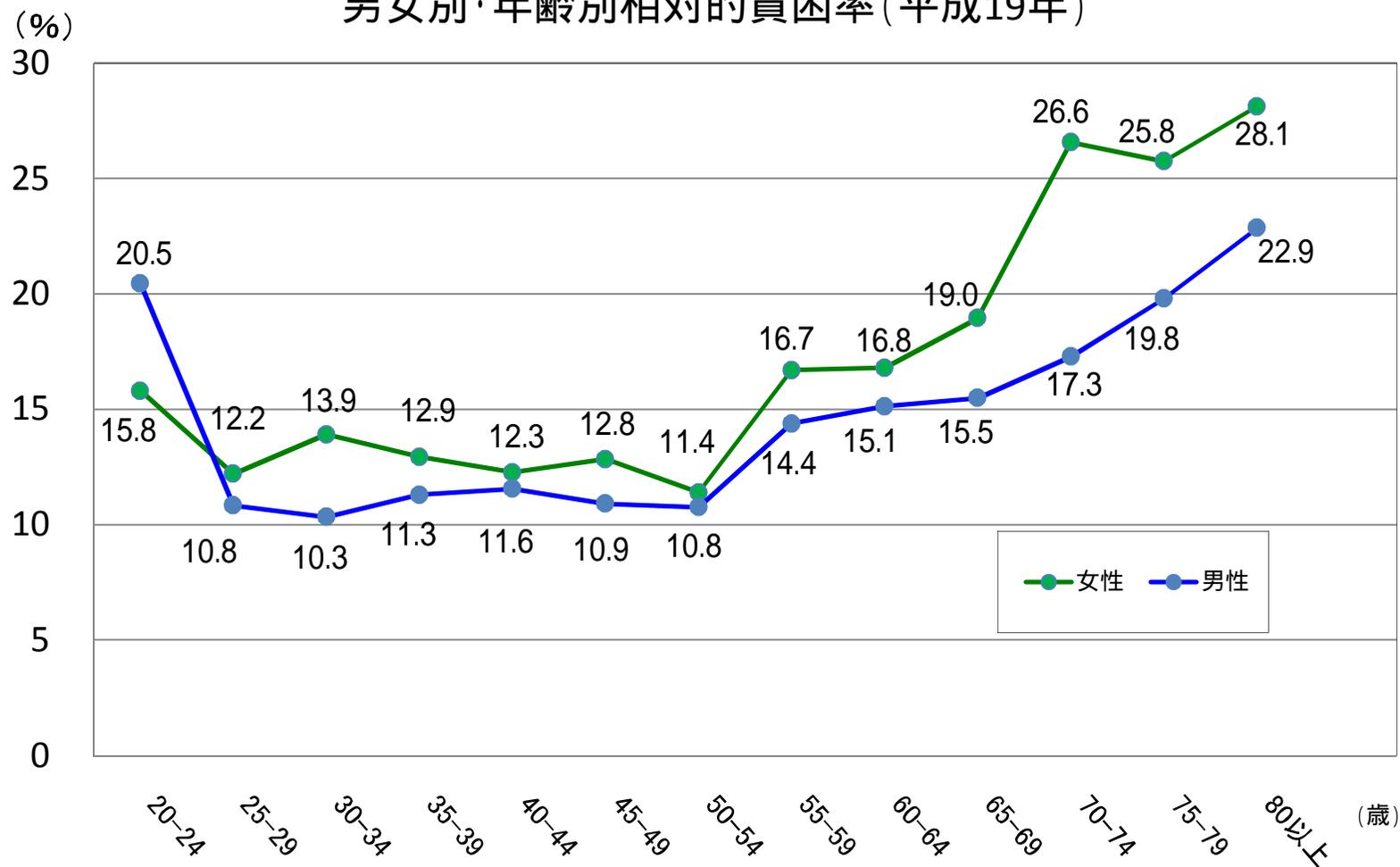
年齢階級別ジニ係数(再分配後等価所得)



資料:厚生労働省「所得再分配調査」
 注)「再分配所得」とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現物、現金)を加えたもの。
 ジニ係数は世帯員のジニ係数。
 ジニ係数:分布の集中度あるいは不平等度を示す係数で、0に近づくほど平等で、1に近づくほど不平等となる。

男性よりも女性の貧困率は高いが、その差は高齢期になるとさらに拡大

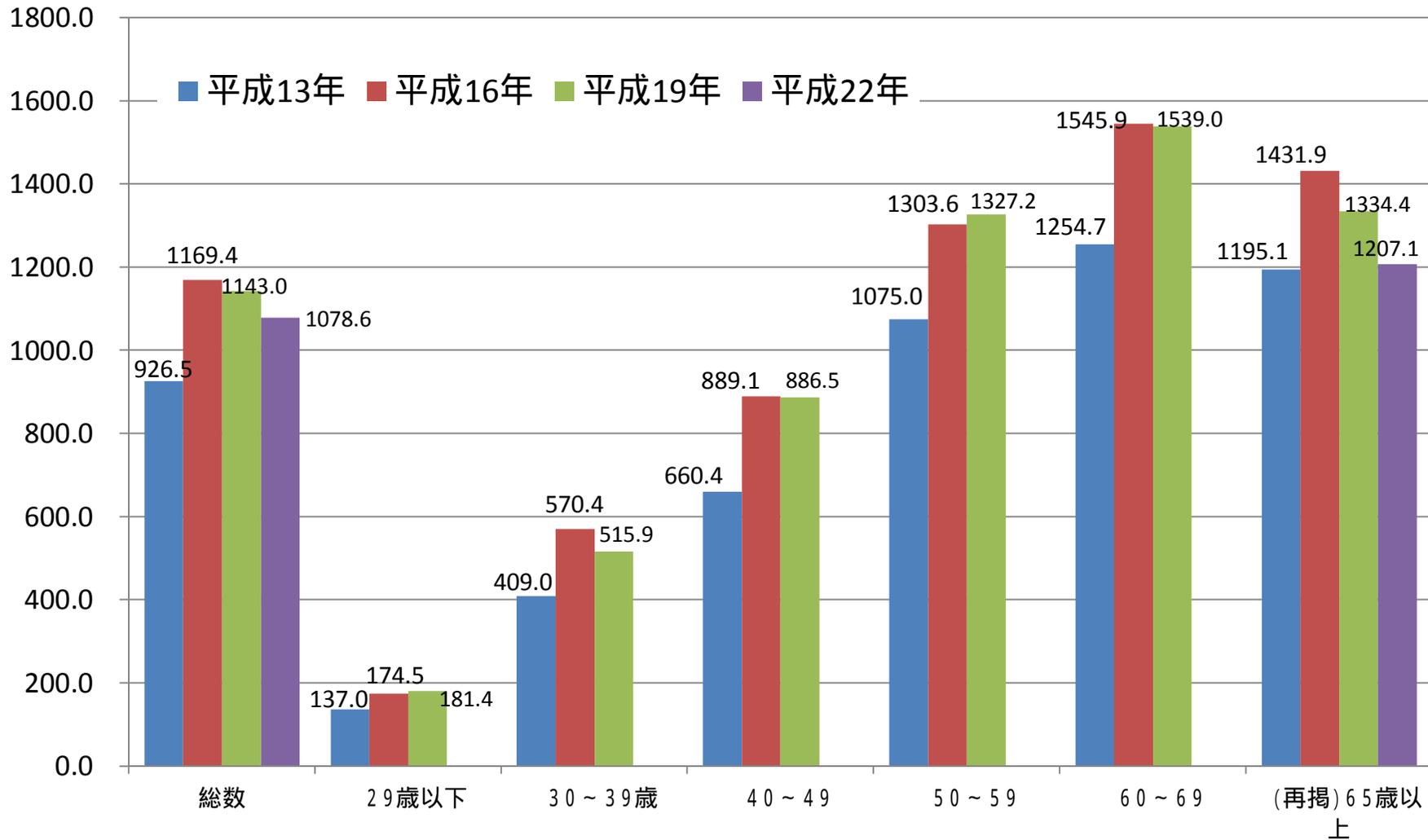
男女別・年齢別相対的貧困率(平成19年)



資料:内閣府「平成23年版 男女共同参画白書」

注)「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。

高齢者世帯()の平均貯蓄額は、全世帯総数の平均貯蓄額より高い。しかし、高齢者世帯の平均貯蓄額は平成16年から減少しており、減少率は全世帯平均と比べて大きい(高齢者世帯 16%、全世帯平均 8%)



資料: 厚生労働省「国民生活基礎調査」

() 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

高齢者世帯の被保護世帯数が10年前と比べて大幅に増加

世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

10年前(平成11年度)

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	703,072	315,933	58,435	278,520	50,184
(構成割合(%))	(100.0)	(44.9)	(8.3)	(39.6)	(7.1)
世帯保護率(‰)	15.7	43.6	131.0	8.8	



現在(平成21年度)

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	1,270,588	563,061	99,592	435,956	171,978
(構成割合(%))	(100.0)	(44.3)	(7.8)	(34.3)	(13.5)
世帯保護率(‰)	26.5	58.5	132.4	16.2	

資料：福祉行政報告例

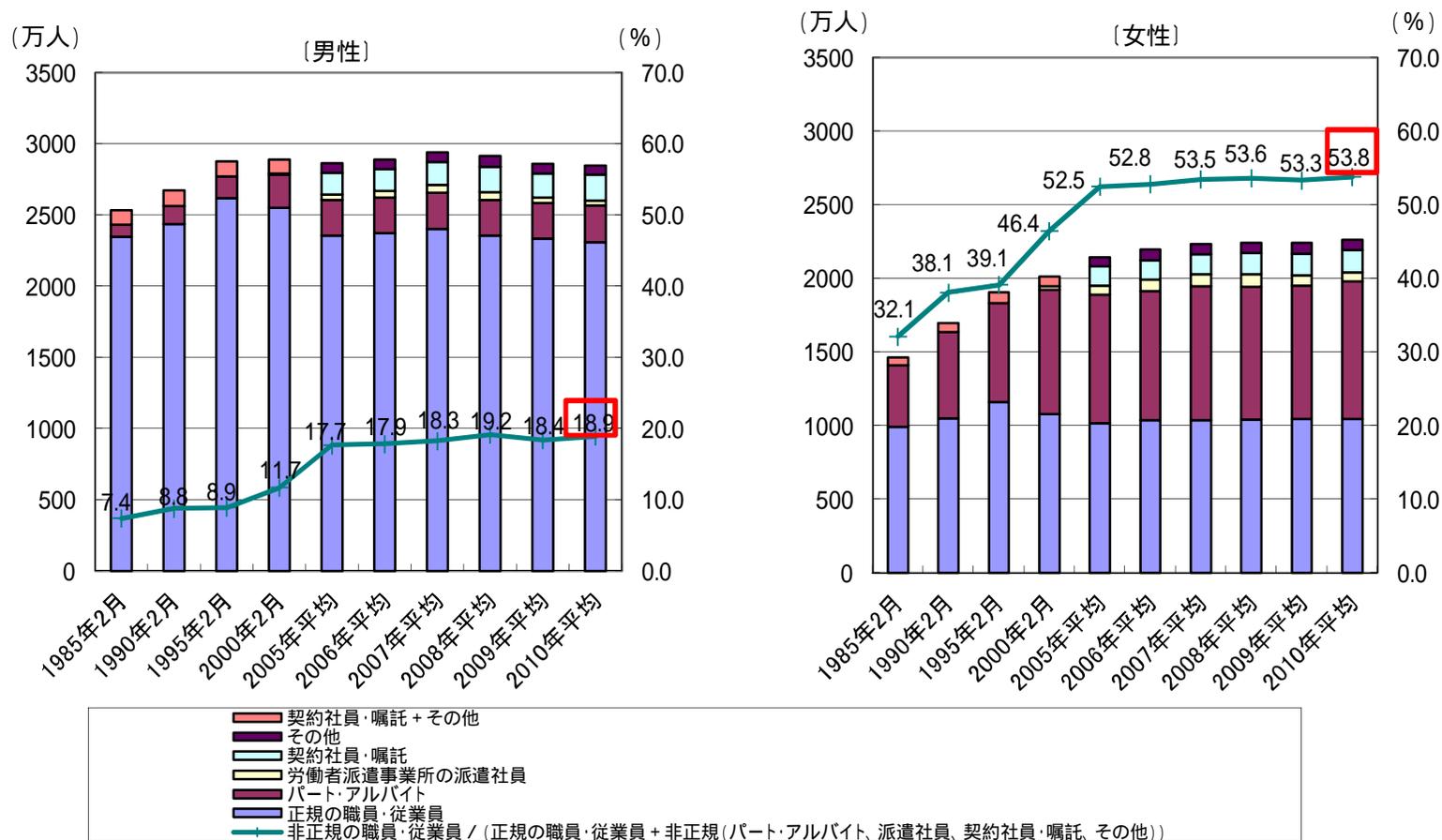
世帯保護率：被保護世帯数の各世帯数を「国民生活基礎調査」の各世帯数(世帯千対)で除したもの

高齢者世帯：平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

非正規職員・従業員の比率が男女ともに上昇傾向で、女性は過半数

雇用形態別雇用者数の推移

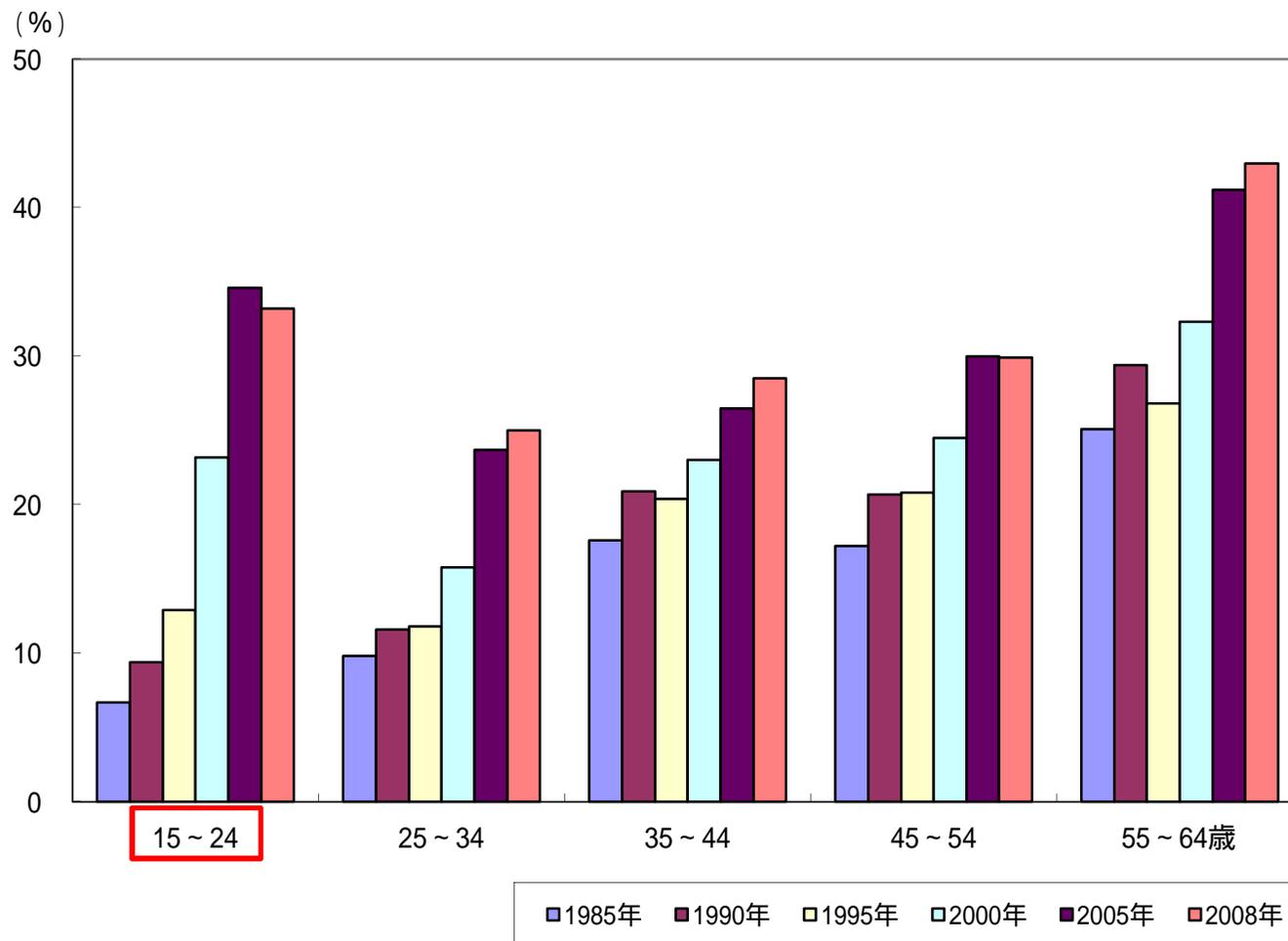


(備考)

1. 総務省統計局「労働力調査」より作成。1985年から2000年までは「労働力調査特別調査」(2月分の単月調査)、2005年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)による。
2. 雇用形態の区分は勤め先での呼称による。
3. 2000年2月以前の分類は「嘱託・その他」、2005年以降は、分類を「契約社員・嘱託」と「その他」に分割。

非正規職員・従業員の比率は、すべての年齢層で上昇傾向にあるが、特に若年者の上昇が著しい

非正規職員・従業員の割合

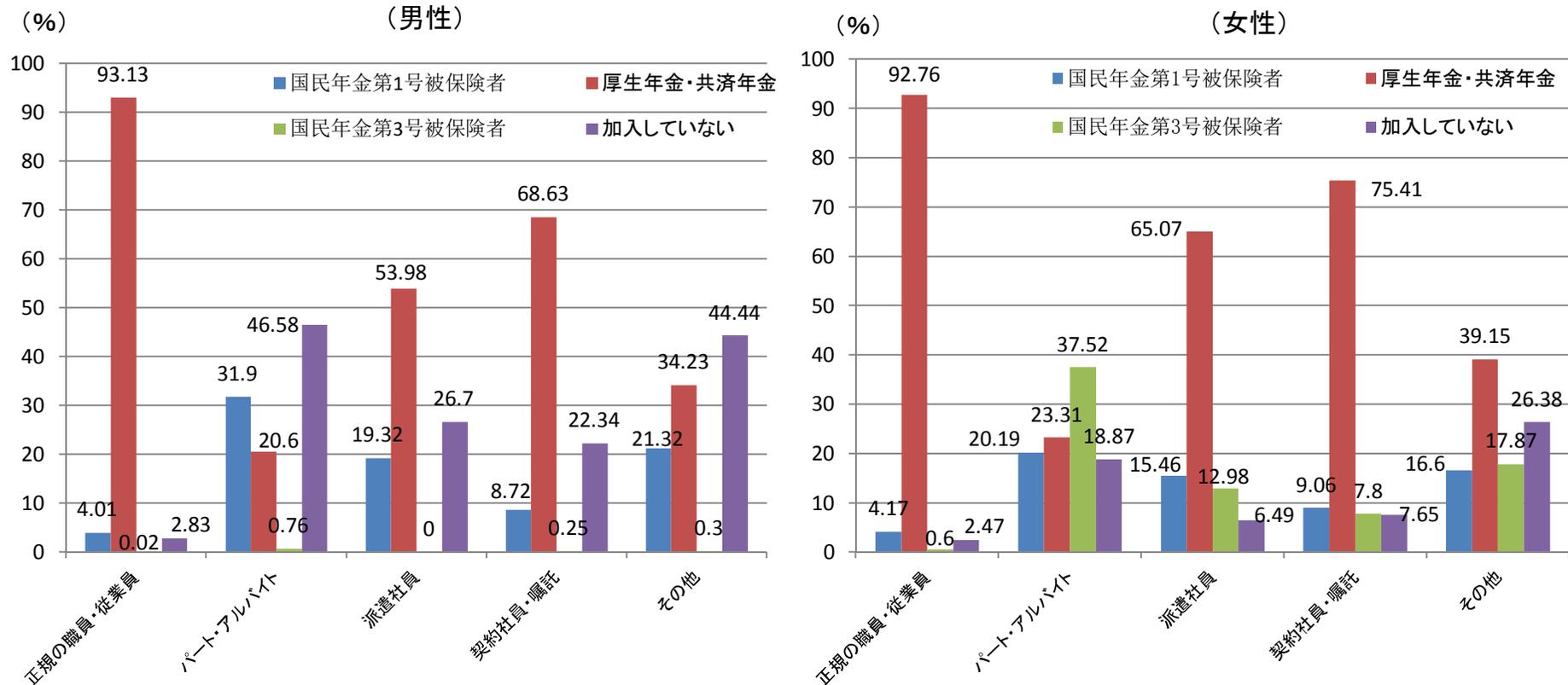


資料：厚生労働省「平成21年度労働経済白書」

(注) 非農林雇用者(役員を除く)に占める割合。なお、15歳~24歳層では在学中の者が除かれている。

○ 非正規従業員の厚生年金・共済年金加入者の割合は低く、国民年金第1号被保険者や公的年金未加入者の割合が大きい

就業形態別公的年金加入状況



資料: 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」

正規の職員・従業員: 一般職員又は正社員などと呼ばれている者。

(以下、非正規の職員・従業員の分類)

パート・アルバイト: 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

派遣社員: 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者。

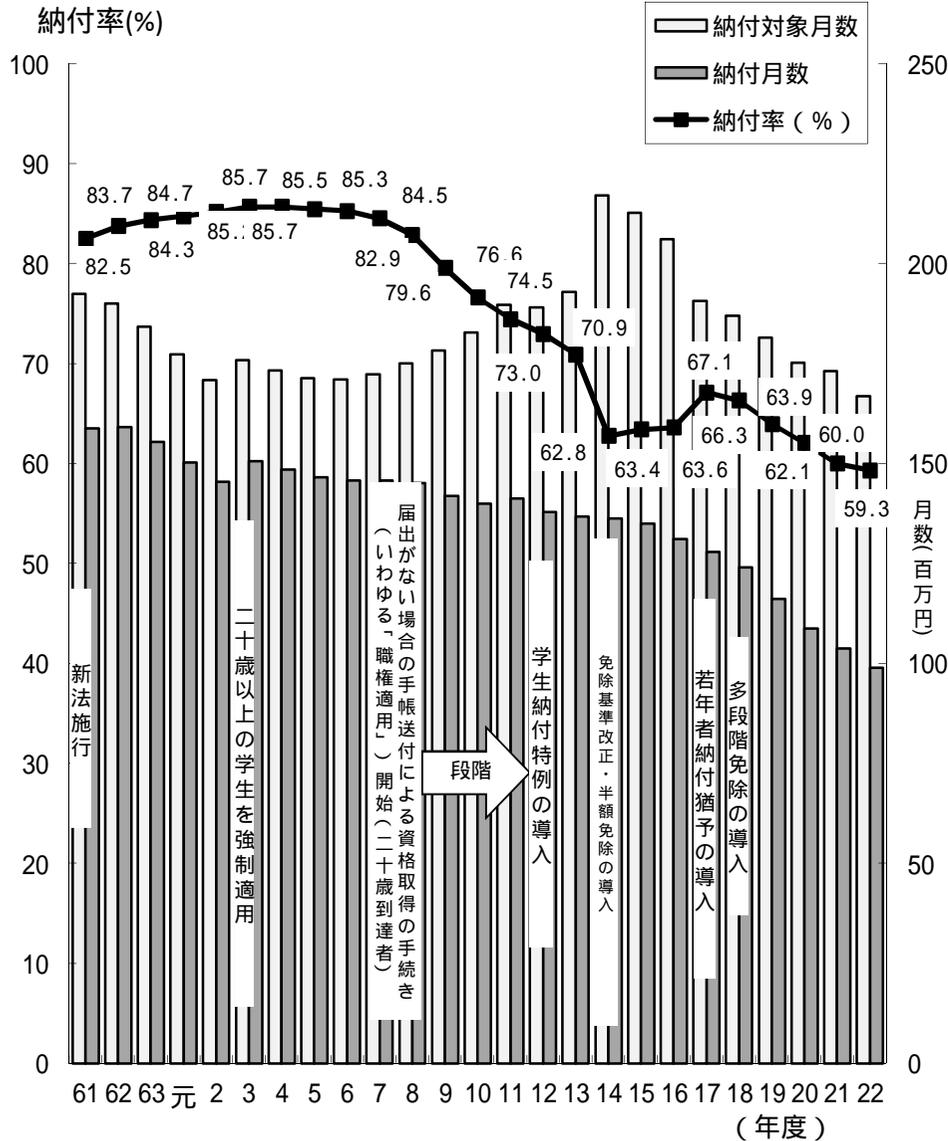
契約社員・嘱託: 契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者。

嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

その他: 上記以外の者。

国民年金保険料の納付率が60%以下にまで低下

平成22年度の国民年金保険料の納付率等について



平成22年度の現年度納付率は、59.3%
(対前年度比 0.7ポイント)

平成20年度の最終納付率は、66.8%
(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)
(平成22年度末時点)

$$\text{現年度納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分保険料					60.0%	63.2%
22年度分保険料						59.3%

無年金者数が増加する見込み

保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者		(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	} <u>118万人</u>	-
60歳～64歳	31万人		(65万人)
65歳以上	42万人		(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。